第一種特定鳥獣(ツキノワグマ)保護計画の主な変更内容について

1 計画の位置付け

その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときに定めることができる計画である。 ⇒ 「第一種特定鳥獣保護計画」

〔根拠規定〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条

2 主な変更内容

前回策定以降の時点修正のほか、次の内容について追加等の変更を行う。

	項目	現行	改正
1)	計画策定の目的及び背景		・前回策定(法改正に伴う変更。 H27)以降の状況等を加筆 ・新たな生息調査に基づき生息 数を推定
2	保護すべき鳥獣の種類		変更なし
3	計画の期間	<u>H27. 5. 29∼H29. 3. 31</u>	H29. 4. 1∼H34. 3. 31
4	保護が行われる区域		変更なし
(5)	保護の目標(現状) ※推定生息数及び生息域	生息数中央値 <u>870</u> 頭 恒常的生息域 <u>7,700</u> k㎡	・推定生息数はほぼ横ばいで安 定化傾向 生息数中央値 <u>850</u> 頭 恒常的生息域 <u>8,000</u> km²
6	個体群管理に関する事項	・除去頭数の単年度上限目安値 (3 県総計): <u>78</u> 頭	・人とツキノワグマとのすみ分 け対策の強化 →①分布管理,②ゾーニング管 理,③個体数管理 ・除去頭数の単年度上限目安値 (3県総計):80頭+α(14)
7	被害防除対策		変更なし
8	生息地の保護及び整備に 関する事項	・植生の <u>保全</u>	・植生の <u>回復と保全</u> 良好な生息環境の回復→針広 混交林化等を進める。
9	モニタリング等の調査研究		変更なし
10	その他第一種特定鳥獣の 保護のために必要な事項		変更なし
11)	その他		近年の捕獲等状況を追加